

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 5 号

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則（平成 1 9 年上尾市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「次条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 8 条第 1 項」を加え、同条第 3 号中「第 3 号」の次に「並びに第 8 条第 1 項」を加える。

第 8 条第 1 項中「専門実践教育訓練給付金の支給の申請にあつては、当該専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日」を「第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる支給対象者で、特定一般教育訓練を受けるものの支給の申請にあつては特定一般教育訓練給付金の支給額が確定した日、専門実践教育訓練を受けるものの支給の申請にあつては専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。